6　租税特別措置法施行令第27条の12の５第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　「比較雇用者給与等支給額㉕」の欄　租税特別措置法第42条の12の５第５項第11号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。

⑵　「調整比較雇用者給与等支給額㉖」の欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の５第５項第６号ロに掲げる金額を記載すること。

［7　略］

8　「継続雇用者に対する給与等の支給額㉘」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の５第５項第４号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。

［9～12　略］

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙三十四　挿入］

［第６号様式別表６記載要領　略］

第六号様式別表九（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙三十六　挿入］

第６号様式別表９記載要領

1　この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。）について次に掲げる規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［⑴　略］

［削る］

⑵　［略］

6　租税特別措置法施行令第27条の12の５第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　「比較雇用者給与等支給額㉕」の欄　租税特別措置法第42条の12の５第３項第10号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。

⑵　「調整比較雇用者給与等支給額㉖」の欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の５第３項第６号ロに掲げる金額を記載すること。

［7　同左］

8　「継続雇用者に対する給与等の支給額㉘」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の５第３項第４号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。

［9～12　同左］

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙三十三　挿入］

［第６号様式別表６記載要領　同左］

第六号様式別表九（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙三十五　挿入］

第６号様式別表９記載要領

1　この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。）について次に掲げる規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［⑴　同左］

⑵　令和２年旧法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「読替え後の令和２年旧法人税法」という。）第57条第１項若しくは第58条第１項又は令和２年旧政令第21条第１項の規定

⑶　［同左］